

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局 発表
令和5年8月29日(火)

担	京都労働局 労働基準部健康安全課 健康安全課長 高木 芳夫
当	主任地方労働衛生専門官 山田 英輔 電話 075 - 241 - 3216(ダイヤル)

令和5年度 全国労働衛生週間(第74回)の実施について

京都労働局(局長: ^{あかまつ としひこ}赤松 俊彦)は、令和5年度 全国労働衛生週間の実施に際し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るため、次の1及び2の取り組みを呼びかけます。

1 令和5年度 全国労働衛生週間(第74回)

全国労働衛生週間は、昭和25年に初めて実施されて以来、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保等を図ることを目的とした取り組みを行う週間で、今年で74回目を迎えます。

令和5年度の全国労働衛生週間は、10月1日から10月7日までを「全国労働衛生週間」、9月1日から9月30日までを「準備期間」とし、京都府内の事業場に対して、「目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場」のローガンのもと、下記事項の積極的な実施を呼びかけます。 別添資料1

【全国労働衛生週間 **本週間中**に事業場が実施する事項】(抜粋)

- 1 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚およびローガンなどの掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- 6 その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

【全国労働衛生週間 準備月間中に事業場が実施する事項】(抜粋)

- 1 過重労働による健康障害防止対策
- 2 職場におけるメンタルヘルス対策
- 3 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 4 化学物質による健康障害防止対策
- 5 石綿による健康障害防止対策
- 6 職場の受動喫煙防止対策
- 7 治療と仕事の両立支援対策
- 8 職場の熱中症予防対策の推進
- 9 テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 10 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 11 女性の健康課題への取組

2 令和5年度 京都産業保健セミナー

「京都産業保健セミナー」は、一般社団法人京都府医師会、公益社団法人京都労働基準協会など京都府内の主要な産業保健関係団体(5団体)が共催して、事業場における産業保健活動を推進し、労働衛生水準の向上を図り、労働者の健康障害防止・健康保持増進を目的として、10月4日(水)14時30分より開催いたします。

セミナー当日は、「産業医による職場巡視のポイント」、「化学物質の新たな規制の概要等」、「建設現場における労働衛生対策」をテーマとして講演を予定しており、産業医・産業保健スタッフ等、労働衛生・産業保健に関わる多くの方の参加を呼びかけます。

今年度の概要は、次のとおりです。 別添資料2

日 時 令和5年10月4日(水) 14時30分から17時35分まで
会 場 池坊学園 洗心館地階 こころホール
京都市下京区四条通室町下ル鶏鉾町

参加費 無料

申込方法 参加申込書に記入の上、(公社)京都労働基準協会に、お申し込み下さい。

事業者の皆さまへ

第74回 全国労働衛生週間

令和5年10月1日(日)～7日(土) [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高揚させ、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に昭和25年以降、毎年実施しており、今年で、**第74回**を迎えます。

10月1日から7日を「全国労働衛生週間」、9月1日から30日を「準備期間」として、それぞれの職場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、安全衛生パトロール・職場巡視の実施や労働衛生旗の掲揚及びスローガン、ポスターの掲示などの各種取組を実施しましょう。

※詳細な実施事項は、令和5年7月27日付け基発0727第1号「令和5年度（第74回）全国労働衛生週間の実施について」の同週間実施要綱（当局HP掲載他）をご覧ください。

令和5年度 全国労働衛生週間スローガン

目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場

全国労働衛生週間中の主要行事として、令和5年10月4日（水）には、「令和5年度 京都産業保健セミナー」（会場：池坊学園「こころホール」参加費無料）を開催し、「産業医による職場巡視のポイント」、「化学物質の新たな規制の概要等」、「建設現場における労働衛生対策」をテーマとして具体的な対応などの講演を行いますので、是非ご参加下さい。

※セミナー案内は、(公社)京都労働基準協会、京都労働局ホームページ他から、「令和5年度 京都産業保健セミナー」と入力検索して下さい。

主唱 京都労働局・各労働基準監督署

協賛 (公社) 京都労働基準協会

(公社) 京都労働基準協会 各支部

(一社) 京都府医師会

(一社) 京都府歯科医師会

建設業労働災害防止協会 京都府支部

林業・木材製造業労働災害防止協会 京都府支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 京都府支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 舞鶴港分会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 宮津港分会

(一社) 日本ボイラ協会 京滋支部

(一社) 日本クレーン協会 京都支部

(公社) 建設荷役車両安全技術協会 京都支部

(一社) 京都府溶接協会

京都府採石公災害防止連絡協議会

(公社) 日本作業環境測定協会 京滋支部 京都分会

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 京都支部

京都衛生管理者会

京都産業保健総合支援センター

9月は、「職場の健康診断実施強化月間」、「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」になります。

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 1 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- 6 その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項（抜粋）



※詳細な実施事項は、令和5年7月27日付け基発0727第1号「令和5年度（第74回）全国労働衛生週間の実施について」の同週間実施要綱（当局HP掲載他）をご覧ください。

過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- ・時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ・事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- ・労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- ・健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- ・小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- ・中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
- ・製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
- ・SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
- ・ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進
- ・危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- ・皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- ・特殊健康診断等による健康管理の徹底
- ・塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

■職場のあんぜんサイト

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



■職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

■職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



メンタルヘルス対策の推進に関する事項

- ・事業者によるメンタルヘルスクエアを積極的に推進する旨の表明
- ・衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- ・4つのメンタルヘルスクエア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- ・労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- ・ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- ・職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- ・「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- ・産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト

「こころの耳」<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛災害の予防に関する事項

- ・事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
- ・身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- ・高齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- ・労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
- ・若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
- ・ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施
- ・「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進

「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

■動画

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>

■解説書

<https://www.mhlw.go.jp/content/kaisetu.pdf>



令和5年度 「京都産業保健セミナー」及び 「京都衛生管理者会総会」開催のご案内



共 催 (一社) 京都府医師会 (公社) 京都労働基準協会
京都衛生管理者会 (公財) 労災保険情報センター
京都産業保健総合支援センター

後 援 京都労働局

「京都産業保健セミナー」は、京都衛生管理者会が発足した平成15年度より、全国労働衛生週間中に、産業医ならびに衛生管理者・産業保健スタッフの皆様方を対象に産業保健関係のテーマを取り上げ開催しています。

今年度は、産業医による職場巡視のポイントについて、日新電機株式会社人事部健康管理グループ 統括産業医の古海勝彦氏に特別講演をお願い致しました。

つきましては、産業医、衛生管理者及び事業場内産業保健スタッフ等のもとより、各事業場において労働衛生業務に従事されている方々のご参加をお待ちしています。

なお、「京都衛生管理者会」会員の皆様方におかれましては、セミナー終了後に「京都衛生管理者会総会」の開催を予定しており、専門家をお招きして建設現場における労働衛生対策についての講演を計画致しましたので、併せて、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時： 令和5年10月4日（水）

第1部	京都産業保健セミナー	14:30～16:55
第2部	京都衛生管理者会総会	17:00～17:35
第3部	京都衛生管理者会交流会	18:00～19:30

2. 場 所： 池坊学園（洗心館地階）「こころホール」 下京区四条室町鶏鉾町
※駐車場はありません

3. 内 容：

第1部 京都産業保健セミナー

◎講 演 「化学物質の新たな規制の概要等」
京都労働局労働基準部健康安全課

主任地方労働衛生専門官 山田 英輔 氏

◎特別講演 「産業医による職場巡視のポイント」

京都産業保健総合支援センター 産業保健相談員

※日新電機株式会社人事部健康管理グループ 統括産業医 古海 勝彦 氏

第2部 京都衛生管理者会総会

◎講 演 「建設現場における労働衛生対策」

株式会社大林組 京都 KIH 計画工事事務所

所長 松本 和也 氏

第3部 京都衛生管理者会交流会

6階第1会議室にて開催（定員50名）

会費2,000円（事前申し込みが必要）

4. 対 象 者：産業医及び衛生管理者・産業保健スタッフ等

5. 定 員：200名（産業医100名、衛生管理者・産業保健スタッフ等100名）

6. 参 加 費：無 料（第3部は会費が必要）

7. 申込期日：9月22日（金）迄 ※定員に達し次第、締め切らせていただきます。

8. その他：「京都衛生管理者会」会員の方は、「衛生管理者・産業保健スタッフ手帳」をご持参願います。

【参加申込み方法】裏面の「参加申込書」に必要事項をご記入の上、期日までに FAX または PDF を

E-mailにて(公社)京都労働基準協会内 事務局（担当：長谷川）宛にお申し込みください。

TEL:075-353-3503 FAX:075-353-3510 E-Mail: hasegawa@kyoukiren.or.jp

FAX送付先

(公社)京都労働基準協会 (京都衛生管理者会事務局・担当:長谷川) あて

FAX 番号 : 075 - 353 - 3510

この参加申込書・太枠内の内容をすべて記入したメールも可

宛先 hasegawa@kyoukiren.or.jp

件名 産業保健セミナー参加

令和5年度 京都産業保健セミナー

京都衛生管理者会総会・交流会

令和5年10月4日(水)

池坊学園「こころホール」にて開催

参加申込書

事業所名		TEL	
		FAX	
記入例により参加希望に をご記入ください。			
ふりがな 参加者氏名		氏名	氏名(記入例) えいせい たろう 衛生 太郎
第1部	京都産業保健セミナー 14:30~16:55 於:池坊学園(洗心館地階) こころホール	第1部	第1部 <input type="radio"/>
第2部	京都衛生管理者会 総会 17:00~17:35 於:池坊学園(洗心館地階) こころホール	第2部	第2部 <input type="radio"/>
第3部	京都衛生管理者会 交流会 18:00~19:30 於:池坊学園(洗心館6階) 第1会議室 (会費2,000円は、当日徴収)	第3部	第3部 <input type="radio"/>
印願います。		産業医・労働衛生担当者	産業医・労働衛生担当者 産業医 <input type="radio"/> 労働衛生担当者

事前申込: 9月22日(金)まで

定員に達し次第、締め切らせていただきます。

【お問い合わせ先】

京都労働基準協会	TEL 075-353-3503
京都産業保健総合支援センター	TEL 075-212-2600
京都労働基準協会 京都上支部	TEL 075-353-3513
京都労働基準協会 京都下支部	TEL 075-353-3523
京都労働基準協会 京都南支部	TEL 075-611-8286

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

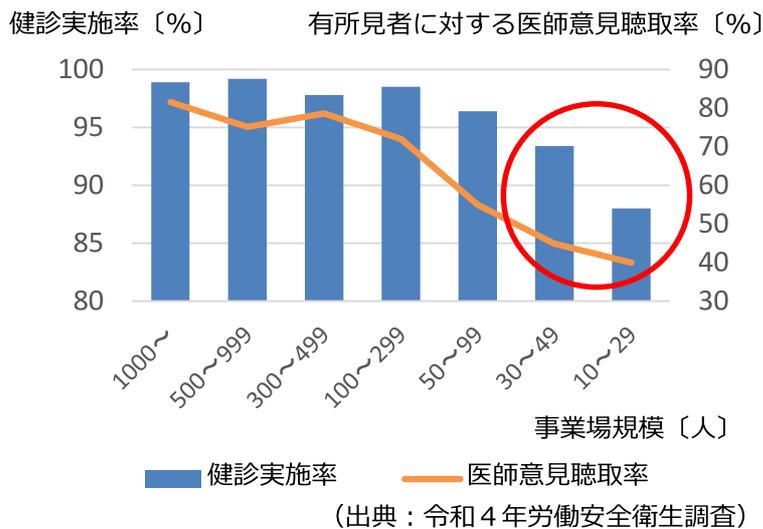
京都労働局 労働基準部 健康安全課

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

- 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

<事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合>



- 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

- 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

- 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2. 医療保険者との連携

- 医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

- 制度間の健診の重複を避け、これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金のご案内はこちら



1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。
さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正）を十分に考慮いただきたいこと。
なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。
- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基安発0731第1号発0731第4号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。
また、1の(5)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられている。
以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。
- (3) 1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (4) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (5) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。
イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

- ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。
 - (6) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）の周知を行っていただきたいこと。
- 3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発
事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。
- (1) ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
 - (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）に基づく取組の推進
ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のリーフレット等を活用した「体力づくり強調月間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Lifeコンソーシアム」の周知啓発
 - (3) 職場におけるがん検診の推進
ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨
イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知
ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
 - (4) 女性の健康課題に関する理解の促進
ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
イ e-ヘルスネットや企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」の活用
ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットを活用した骨粗鬆症検診の受診勧奨
 - (5) 眼科検診等の実施の推進
ア アイフレイルチェックリストや6つのチェックツールを活用した目のセルフチェックの推進
イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診の周知
 - (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等